



※本紙記事の無断転載を固く禁じます。
※本紙に関するご意見・ご要望などを
お待ちしております。

前回に引き続き、令和2年(2020)10月に施行される見通しの改正建設業法を取り上げます。改正法では建設業界にとって急務である建設現場の生産性の向上を狙いとして、工事現場の技術者に関する規制を合理化しています。今回は、その一つである「主任技術者の配置義務の見直し」(専門工事一括管理施工制度の創設)と、法改正とは別に平成30年(2018)12月に改正された主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化に関する課長通達について、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 企画専門官の竹村光司氏に解説していただきます。



工事現場の技術者に関する規制の合理化により、工事の品質と安全を確保しながら、建設工事が円滑に進んでいくことが望まれます。

主任技術者が下請けの施工管理担う

工事現場の技術者に関する規制の合理化として、前回お伝えした「監理技術者の専任の緩和」と並ぶポイントは、「主任技術者の配置義務の見直し」(専門工事一括管理施工制度の創設)です。

工事現場には、一次下請けはもちろん、二次下請け、三次下請けも、主任技術者を配置することが求められています。図のような施工体制の場合、本来ならば、一次下請A社が配置する主任技術者による技術上の施工管理のみで適正な施工が確保される場合であっても、二次下請B社、同D社、同E社それぞれに、主任技術者を配置しなければなりませんでした。

改正建設業法ではそうした主任技術者の配置義務を見直しています。それは、一次下請A社が現場に配置する主任技術者が、A社の主任技術者として行う技術上の施工管理に併せて、本来であれば二次下請B社、同D社、同E社の主任技術者が行う技術上の施工管理を行うことを各社間で合意したときは、二次下請各社は現場に主任技術者を配置することを要しない、というものです。

これによって、一次下請A社のような元請負人は自社で施工可能な業務量を超える量の業務にも下請負人の協力を得ることで対応しやすくなります。一方で、二次下請B社、同D社、同E社のような下請負人は、作業員は十分に有しているが主任技術者の資格を持つ者が不足している場合であっても、元請負人からの工事を受注できるようになります。

特定専門工事はまず鉄筋工事と型枠工事から

主任技術者の配置に関して改正後の新しい規定(専門工事一括管理施工制度)の適用を受けるには、いくつかの条件を満たす必要があります。

対象となる工事は、「土木一式工事または建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるもの」(特定専門工事)です。この特定専門工事については、現段階では鉄筋工事と型枠工事を想定しています。さらに下請契約の請負金額に上限を定めています。主任技術者に専任義務が生じるのが請負金額3,500万円以上であることから、これを踏まえ政令で規定する予定です。

図でいえば、一次下請A社に配置し、二次下請B社、同D社、同E社の3社の技術上の施工管理も行うことになる主任技術者には、一定の要件が課されます。一つは、対象となる特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上の指導監督的な実務の経験を有すること。もう一つは、対象となる特定専門工事の現場に専任で配置されることです。

主任技術者を配置しない場合は再下請を禁止

これらの条件を満たし、一次下請A社と二次下請B社、同D社、同E社の4者が書面で合意した場合は、B社、D社、E社は、主任技術者を配置する必要はありません。ただし、一次下請A社は対象工事の注文者から、あらかじめ書面による承諾を取り付ける必要があります。

また、更なる下請を認めた場合、適正な施工に係る一次下請A社やその主任技術者の責任の範囲が不明確となることから、主任技術者を配置しない二次下請B社、同D社、同E社は、請け負った工事を別の下請負人に請け負わせることが禁じられます。これによって、建設業における重層下請構造の改善にも寄与することが期待されます。

なお、主任技術者や監理技術者の配置に関しては、今回の建設業法改正とは別の観点から、平成29年(2017)8月と平成30年(2018)12月に建設業課長通達を発した経緯があります。「主任技術者又は監理技術者の『専任』の明確化について」と題するものです。

建設業法では、請負金額3,500万円(建築一式工事では7,000万円)以上の公共性のある施設等に係る重要な建設工事については、工事現場ごとに主任技術者や監理技術者を専任で配置することを求めています。この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的にその工事現場の職務のみに従事することです。したがって、必ずしもその工事現場への「常駐」(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的にその工事現場に滞在していること)は求めていません。

研修・講習・試験等への参加や休暇取得等は「専任」でも

ところが、「専任」の受け止め方には誤解が生じている場合も見受けられるため、通達によってその考え方を明確化してきました。

平成29年(2017)8月通達では、技術者の継続的な技術研鑽が重要であることを念頭に置き、技術研鑽のための研修、講習、試験などへの参加を理由に工事現場を短期間離れるることは差し支えない、と明記しました。また平成30年(2018)12月通達では、建設業の働き方改革の推進の観点を踏まえ、休暇の取得、その他の合理的な理由についても、現場を短期間離れることは差し支えない旨、追記しました。

なお、いずれの場合も、必要な資格を有する代理の技術者の配置、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において連絡を取り得る体制や必要に応じて現場に戻りうる体制の確保など、適切な施工が確保でき、また注文者の了解を得ていることが必要となります。

建設工事の現場では急速な高齢化が進み、若者離れが深刻化しています。限りある人材の有効活用や若者の入職促進により、将来の担い手を確保することが急務な状況です。これまでお伝えしてきた監理技術者の専任の緩和や主任技術者の配置義務の見直し等を行うことにより、今後も適正な施工を確保しつつ、建設現場の生産性の向上を図っていくことが望されます。(談)

